

居宅介護支援事業者 様
介護予防支援事業者 様

福岡市保健福祉局高齢社会部高齢者サービス支援課長

指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に
指定通所介護等以外のサービスを提供する場合の
事業の人員、設備及び運営に関する福岡市指針等
の一部改正について（通知）

日頃より本市の保健福祉行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件については、（介護予防）通所介護事業者と（介護予防）認知症対応型通所介護事業者（以下、「指定通所介護事業所等」という。）に対して、利用実態の把握、利用者保護の観点から、下記のとおり指定通所介護事業所等の設備を利用しないもの（ただし、指定通所介護事業所等の利用者が利用するものに限る。）についても新たな届出の対象とし、平成27年9月1日付の改正通知を発出したところです。

本指針では、指定通所介護事業所等に対して、居宅介護支援事業者と介護予防支援事業者との連携について規定していますので、居宅介護支援事業者と介護予防支援事業者におかれましては、本指針をご理解いただき、利用者様の宿泊サービスが提供されるようご配慮をお願いいたします。

記

【新たな届出の対象】

指定通所介護事業所等の設備を利用しないもの

- ① 指定通所介護事業所と同一建物内にあり、他に用途が明確に定められていない部屋等（「他に用途が明確に定められていない部屋等」とは、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条に規定する有料老人ホーム等、他の制度の区画としていない部屋等をいう。以下同じ。）
- ② 指定通所介護事業所と同一敷地又は近隣地の別の建物にあり、他に用途が明確に定められていない部屋等（ただし、指定通所介護事業所等の利用者が利用するものに限る。）

【問い合わせ先】

福岡市 保健福祉局 高齢社会部
高齢者サービス支援課 居宅サービス係
担当：松田
〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1 12階⑥番
Tel：092-711-4257 Fax：092-726-3328
E-mail：kyotaku@city.fukuoka.lg.jp